

第 26 回練馬区自転車駐車対策協議会 会議録

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 27 日 (木) 午後 1 時 30 分から 2 時 45 分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎 19 階 1902 会議室
- 3 出席委員
 - (公募区民)
 - 栗川 百合枝、高橋 司郎
 - 中川 理絵、野澤 国幸
 - 宮本 悦男、若林 信弘
 - (区議会議員)
 - 小野塚 栄作、うすい 民男、浅沼 敏幸
 - (学識経験者)
 - 屋井 鉄雄(会長)、高田 和幸(副会長)
 - (鉄道事業者)
 - 吉原 市郎(代理出席)、安達 光成
 - 武田 康弘(代理出席)
 - (関係行政機関)
 - 上田 誠(代理出席)、佐藤 公俊(代理出席)
 - 豊島 一雄(代理出席)、野口 豊(代理出席)
- 4 区(事務局)職員出席者
土木部長、交通安全課長
- 5 傍聴者 なし
- 6 次第
 - (1)開会
 - (2)委員の委嘱
 - (3)副区長挨拶
 - (4)委員自己紹介、事務局紹介
 - (5)会長および副会長の選出
 - (6)会長および副会長挨拶
 - (7)協議会への諮問
 - (8)自転車駐車対策協議会概要の説明

(9) 練馬区自転車利用総合計画の概要説明

(10) 光が丘東大通り自転車レーンの見学

7 配付資料

資料 1 : 練馬区自転車駐車対策協議会委員名簿

資料 2 : 自転車駐車対策協議会の概要

資料 3 : 練馬区自転車利用総合計画 (抜粋版)

参考資料

参考資料 1 : 練馬区自転車利用総合計画の中間評価諮問

参考資料 2 : 施策の体系図

参考資料 3 : 光が丘東大通りににおける自転車走行区間の整備について

参考資料 4 : 光が丘東大通り自転車レーン周知用チラシ

参考資料 5 : 練馬区自転車事業の概要

8 事務局 練馬区環境まちづくり事業本部土木部交通安全課自転車対策係

電話 03-5984-1993 (直通)

9 審議内容

(土木部長)

それでは定刻になりました。本日は大変皆様お忙しい中、また足元の悪い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。本日は第 8 期第 1 回目の練馬区自転車駐車対策協議会の開催となります。司会進行につきましては会長選出までの間、私が務めさせていただきます。それでは次第に従って進めさせていただきます。なお、本協議会は原則として公開となりますので、傍聴が可能となっております。また、会議録は練馬区のホームページに後日掲載される予定です。会議録作成のために録音をさせていただきますので、予めご了承をお願いします。

はじめに練馬区自転車駐車対策協議会委員の委嘱を行います。それでは副区長が区長の職務代理としまして皆様の席に委嘱状をお渡しに参りますので、委員の皆様にはそのまま席でお待ちいただくようお願いします。

【副区長より各委員に委嘱状の交付】

(土木部長)

これもちまして委員の委嘱を終了します。続きまして副区長より御挨拶をさせていただきます。

(副区長)

本日は雨の中、また年度末のお忙しいところ第8期第1回練馬区自転車駐車対策協議会にご出席を賜りありがとうございました。

ただいま皆様に委嘱状をお渡ししました。これからの2年間、どうぞよろしく願いたします。

練馬区では、この協議会委員の皆様をはじめとして、多くの区民の皆様から、ご意見をいただきながら、平成23年3月、3年前になりますが、平成32年度までの「練馬区自転車利用総合計画」を策定いたしました。この計画では、自転車駐車場の整備、そして自転車走行環境の整備、そして自転車の安全利用の推進などを大きな柱として定めまして、積極的な取り組みを現在も進めているところです。この成果の一例として各駅の放置自転車、いわゆる通勤・通学者の放置自転車の数ですが、午前中の調査で平成15年には区内に約7,300台の放置自転車でしたが、これが平成25年、昨年は約900台と88%減少しているところです。こういった成果が区民の皆様のご協力もいただいております。

委員の皆様には、この計画の中間評価を行っていただくこととなります。どうか忌憚のないご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げます。

練馬区は、自転車対策についての全国組織である「全国自転車問題自治体連絡協議会」を、岩波元区長が全国の自治体に呼び掛けて、設立いたしました。それ以来練馬区が会長区ということで続けています。岩波元区長、そして先月の23日に急逝いたしました志村前区長が会長として活動を続けて参りました。こういうこともございまして、他の自治体の模範となるような取り組みを推進していかなければならないと考えております。

今後とも練馬区として総合的な自転車対策を積極的に推進してまいりますので、ぜひ皆様のお力添えをお願い申し上げます。このようなお願いを申し上げましてごあいさつとさせていただきます。2年間どうぞよろしくお願いいたします。

(土木部長)

副区長は公務が重なっておりますので、ここで退席をさせていただきます。

続きまして、委員の皆様を紹介させていただきます。

お手元に資料の1として名簿がございますので、ご覧ください。本日ご本人に代わりまして代理の方がご出席いただいている場合もございますが、名簿順にご紹介させていただきます。

委員名読み上げおよび事務局紹介

(土木部長)

次に、会長および副会長の選出をお願いいたします。本協議会の会長および副会長につきま

しては、練馬区自転車の適正利用に関する条例施行規則により、委員の互選により定める事となっておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

多くの委員の方が初めてお顔を合わせるという事情もございますので、事務局として何らかの腹案があれば、それをご披露いただきまして、委員の皆様においてご異存がないということであれば、その方を会長、副会長に互選するという方法でいかがでしょうか。

(土木部長)

委員から事務局の推薦というお言葉をいただきました。事務局としましては、屋井委員を会長に、高田委員を副会長にご推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。異議なしという事ですので、屋井委員が会長に、高田委員が副会長に選出されました。

それでは、屋井会長にご挨拶を頂戴したいと思います。

(会長)

大変僭越ではございますが、ご指名と言うことで会長の重責を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。せっかくの機会ですので一言だけ。

私、生まれは練馬区でございまして、実は四つか五つで引っ越したものですから、自転車に乗れる年まではここで育ってはいなかったんですけども、そういう事もございますので、今回練馬区のこういった取り組みに微力ながらも関われるという事で、大変光栄に感じているところです。

自転車問題。私から申し上げるまでもなく、特に駐輪の問題や、今でいうところのシェアサイクルのような取り組み。練馬が非常に早くから先進的に行ってきたという事は十分に存じ上げております。昨今は自転車、これは停める事だけではなくて、走る事、そして守ってもらう事の三拍子が必要だという事で、その取り組み、それも従前の対策からもう少し前に進めた政策に、持ち上げて進めて行こうという自治体も増えてきたところです。

私の記憶では、練馬区は狭い道路が多く、なかなか走行空間等の整備も難しいところがございますが、ぜひその三拍子を適切なバランスを取りながら進めていくことが肝要かと思っておりますので、そういった点でも皆様のご協力、ご経験や知恵をお借りしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

(土木部長)

どうもありがとうございました。続きまして、高田副会長からもご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

(副会長)

東京電機大学の高田と申します。よろしくお願いします。

練馬区の自転車の協議会にいつから参加したか、今日メールを確認して参りました。2009年から協議会に参加させていただき、以前は兼子前会長のもと、主に練馬区自転車利用総合計画の作成に微力ながら協力して参りました。総合計画の最後の方にも書いてありますが、進行管理ということで、この総合計画がどれくらい進捗しているのかという事をチェックし、改善することが今回の協議会の役割と認識しております。微力ながら本件についても最大限努力致しますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。以上でご挨拶に代えさせていただきます。

(土木部長)

ありがとうございました。それでは進行を会長にお渡ししたいと思います。

(会長)

1時間弱程度の審議時間ということになるかと思います。早速ですが次第の7番、当協議会への諮問をお願いします。

(土木部長)

それでは副区長に代わりまして、私から練馬区自転車駐車対策協議会に諮問をさせていただきます。

諮問読み上げ

諮問事項「練馬区自転車利用総合計画の中間評価について」

(会長)

議題の8番、自転車駐車対策協議会の概要について事務局からお願いします。

(交通安全課長)

練馬区自転車駐車対策協議会の概要について、説明させていただきます。

本協議会につきましては、「自転車の安全利用の促進および自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」等の規定に基づきまして設置をしているというものです。総合計画および自転車駐車対策に関する重要事項について、調査または審議をいただきまして、区長へ答申および意見をいただきます。2の構成は記載のとおり、本日委嘱をさせていただきました各委員20名です。委員の任期は2年ということです。

(会長)

ただいまのご説明ですが、何かご質問ご意見ございますでしょうか。

それでは次の 9 番、練馬区自転車利用総合計画の概要をよろしく願います。

(交通安全課長)

練馬区自転車利用総合計画の概要につきまして説明をさせていただきます。

練馬区自転車利用総合計画につきましては先程冒頭で副区長からご案内がありましたように、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 ヶ年の自転車利用の方針について策定をしたものです。

主な施策の柱は、自転車駐車環境の整備、ねりまタウンサイクルの充実、放置自転車対策、自転車の安全利用の推進、自転車走行環境の整備を掲げております。これまで自転車駐車場の整備、また放置自転車の撤去などの放置自転車対策を実施してきたことによりまして、通勤通学等の駅利用者の放置自転車につきましては 10 年前に比べて約 8 分の 1 に減少しているところですが、一方、夕方の買物といった短時間の自転車駐車につきましては、放置が目立っているという現状がございます。

施策の体系図をご覧ください。主な内容をご説明させていただきます。

(1) 自転車駐車環境の整備です。自転車駐車場そのものの整備や利用促進策。また使いやすい自転車駐車場の整備するというものです。駅周辺に自転車駐車場を必要な台数整備したとしても、駅からの距離等によってご利用いただけない場合もございます。利便性や利用状況を考慮した利用料金の見直し、こういったものも含めまして自転車駐車場の利用促進を図るというものがまず 1 点目です。

続きましてレンタサイクルの充実です。自転車を共有することによりまして放置自転車対策に寄与するというもので、練馬区では平成 4 年からレンタサイクルを活用しております。周知等も含めまして情報発信を行いながら、利用促進を今後進めていきたいと考えているものです。

次に放置自転車対策です。こちらにつきましては放置自転車の撤去の他、駅周辺に自転車誘導員を配置いたしまして、自転車駐車場へ案内・誘導を行い、自転車駐車場を利用させていただくというものです。また放置禁止区域を現状に合わせて拡大し放置自転車対策を強化し、併せて午後の撤去活動等を積極的に図っていきたく考えているものです。

続きまして自転車の安全利用の推進です。自転車安全利用五則の周知など、ルールの徹底やマナーの向上に積極的に取り組んでいきたいというものです。

最後に自転車走行環境の整備についてです。自転車の駐車環境および走行環境を整備するとともに、全ての自転車利用者の交通安全への意識を高め、区内の道路を誰もが安全かつ快適に利用できるように、環境の整備を着実に進めていくというもので、これに向かって現在、様々な施策を展開しているところです。なお平成 26 年度につきましては、先程諮問の中にもございましたように練馬区の長期計画の最終年度という事に当たりますので、このタイミングに合わせまして自転車利用総合計画の中間評価を行っていただきたい

と考えています。

(会長)

ただいま説明いただきましたが、ご質問ご意見等いかがでしょうか。

質問なし

(交通安全課長)

続けて、お手元に配布しています練馬区自転車事業の概要について、簡単にご紹介させていただきます。練馬区自転車利用総合計画以外にも、現在交通安全課では様々な事業を進めているというものです。

自転車利用の現状です。午前中の通勤通学等による放置自転車はかなり減少してきています。一方で、午後の時間帯における放置、たとえば駅周辺で買物等を行っている放置が午前中の2倍から4倍ということで、課題となっているというものです。

(2) 自転車安全利用の状況です。現在区内の交通事故全般を捉えましても、かなりの割合で自転車に関与する事故が多く、右側の3ページ目、下の表を見てもお分かりのとおり、自転車の割合は4割程度の高い割合がずっと続いており、ルール・マナーの徹底が今後必要となるというものです。

もう1枚めくっていただき、自転車利用総合計画、また本協議会の内容が示されております。

それから次のページ4番です。全国自転車問題自治体連絡協議会、いわゆる全自連です。冒頭の副区長のご挨拶にもありましたが、平成4年にいわゆる自転車法の改正を目指して設立し、国への要請、また国会議員等にも要請を行い法律の改正を求めているというものです。

5番からは先程ご説明しました個別具体的内容が記されております。たとえば5番で自転車駐車場です。区営の自転車駐車場は70箇所、延べで32,089台の整備が行われているものです。また、鉄道の高架化が進んでいる西武池袋線の高架下につきましては、自転車駐車場整備センターと区で協定を結びまして、9箇所8,000台弱の駐輪場を設置し、管理を行っているところです。

合わせまして練馬区環境まちづくり公社でも1箇所99台、豊島園の駅に駐輪場を設置しました。現在では石神井公園駅の西側と東側に1,700台、2箇所を今年の3月に設置し運営しているところです。

合わせまして25年度につきましては放射35号線、平和台駅のすぐ西側、駅の近傍で1,900台の自転車駐車場の整備を行っているところです。こちらについては東京都が進めている放射35号線道路整備に合わせて、地下に駐輪場を整備するというものです。また、大泉学園の北口では、再開発事業等に合わせて駐輪場の整備を行っています。

次に6番目レンタサイクルです。平成4年から練馬駅の北口を皮切りに、現在では6駅7か所、2,700台のねりまタウンサイクルを運営しております。また7番目では自転車駐車場・ねりまタウンサイクルの管理・運営についてです。練馬区環境まちづくり公社に指定管理ということで、平成18年から管理・運営を委託して管理してもらっているというものです。

続きまして、8自転車駐車場の付置義務についてです。大量の自転車駐車場需要を生じさせる施設につきましては区の条例に基づきまして、付置義務という形で事業者自転車駐車場を設置していただくものです。平成元年から24年度まで、延べ115か所、10,000台弱の実績があります。

それから9番目、放置自転車の撤去です。こちらは練馬区で実施をしており、各駅で定期的に撤去を行っているものです。撤去した自転車は1か月間保管をし、返還を行うというものです。集積所につきましては区内に4か所、延べ8,000台弱の収容台数を確保しているというものです。

次に、再生自転車を海外に譲与する事業。これはムコーバという団体でございまして、豊島区が幹事区・会長となって実施をしているものです。こちらに現在練馬区を含め12自治体が加盟をしておりまして、カンボジアなど、海外6か所に出荷をしています。練馬区からはこれまで3,500台もの自転車を無償で提供しているものです。下の写真にもありますように、保健等のボランティアが移動の手段として自転車を活用しているというものです。

11番です。自転車走行環境の整備については、この後視察も予定されていますので、車中で具体的な説明をさせていただきます。

続きまして12番。自転車利用のルール・マナーの啓発です。自転車の安全教室として、これまで各種年齢に合った形での様々な事業を行っております。まずスタントマンを活用したいわゆるスケアードストレートというのですが、交通事故の再現をして、衝撃や恐怖といったものを体感してもらって、ルール・マナーを守っていただく事業です。24年度には中学校において6校実施をしております。中学校は3年間で、全校で実施するものです。

それから高齢者を対象としたスケアードストレートを練馬区内の3警察署と連携して、実施しています。高齢者を対象としたものについては2回、220名の参加をいただきました。また、一般区民を対象としたもので24年度は3回行っております。1,200名の方に参加をいただいております。

続きまして自転車運転免許証制度です。こちらは平成17年から実施をしている事業で、区立小学校の、ちょうど自転車に乗り始める低学年の児童を対象に、乗り方の教室、講義、筆記テストも実施しております。こちらにつきましても練馬区内の3警察署の協力をいただいて、実施しているところです。24年度64校で、これまで5,604人に免許証を発行しています。

もう1枚めくっていただいて12番です。自転車利用のルール・マナーの啓発です。普及啓発活動につきましては様々な事業を行っており、25年度は、自転車安全利用五則が記載をされた5枚一組の啓発幕を石神井公園、練馬駅それから大泉学園、光が丘駅等の駅近傍の通勤経路に100組を掲出いたしました。こちらについては反響も大きくて、区民の方からも利用五則について理解が深まったという意見をいただいているところです。

それ以外にも子育て世代のご父兄の方を対象に、たとえば小学校の運動会ですとか学芸会、また通学路の点検などの機会を捉えまして安全利用五則の周知徹底を行っているところです。また一番下の方に記載がありますように出前講座ということで、たとえば各種団体から、自転車のルール・マナーについて講習を受けたいというご要望があった場合には、自転車の保険の加入等の重要性も含めてビデオ等で説明を行ったうえで、周知啓発活動を行っているものです。

(会長)

それではご意見ご質問お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

施策の体系図の中に自転車誘導員の配置というのがあるんですが、自転車誘導員というのは条例上の権限とか根拠はあるんでしょうか。

私、光が丘なんですが、駅で多分誘導員の方だと思うんですが腕章か何か付けていますかね。自転車を停めた女性に注意した方がいたんですが、一般的な言い方で揉めているような、すごく苦勞しているようなところがあったんですけども、何か法令上の根拠と言うか条例上の根拠と言うか、何かあるんでしょうか。

(交通安全課長)

自転車誘導員につきましては区が委託し職員の配置を行っているところです。これにつきましては自転車法の中で、いわゆる歩行の通行に障害のあるものについての誘導という記載がございます。こちらに基づいて区が委託をして誘導員に指導をしてもらっているというものです。ただし、いわゆる道交法での規制等の立場ではございませんので、あくまでも自転車駐車を適正に利用していただくための誘導というものです。

(委員)

じゃあこうしてくださいという言い方はできなくて、お願いしますという言い方しかできないという事なんですね。こうしてくださいとは言えない、こっちの道に置かないでくださいと。

(交通安全課長)

はい

(委員)

12のところの最後に説明されたのですが、自転車保険加入の重要性という事で宣伝されているという事ですが、先ごろ自転車の賠償責任という事で、結構民間の保険でもやっているんですけども、生協でもやっております。区として何かやられる予定、現在やっているのかそのあたりをちょっと具体的に、今後の予定というかそういうものをお聞きしたい。

(交通安全課長)

自転車に関する保険は練馬区でも行っています。区民交通傷害保険ということで、本年も2月～3月にかけて募集を行い、先日の24日に締め切っているところです。練馬区の区民交通傷害保険につきましては、ご指摘のありましたように賠償保険もセットできるようなメニューも整えており、多くの方に利用いただいている状況です。

(委員)

2月と3月に限定されているんですか申し込みというのは。いつでもと言うわけにはいかないんですね。

(交通安全課長)

区民交通傷害保険は、23区共同で保険会社に委託することにより低廉な金額で加入していただけます。年間で800円という契約もございます。安価な金額で契約できるという事で受付の期間を2か月間に限定しています。

(委員)

自転車安全利用五則の内容は？

(交通安全課長)

資料の2面に記載がございます。なお五則の啓発幕は短時間で見ていただくということの重要性を鑑みて、全ての文字を表示してしまうとそっちに注意が行ってしまい、非常に危ないという指摘もありますので、単語で表示をしています。

(委員)

今の関連なんですけども、資料のいちばん最後のページに出ておりますこの電柱に取り付けたと、これは練馬区が一番早いのではないかと思います。そして練馬区はほとんどの所で車道と歩道の区別が無く、電柱が道路にはみ出している。たまたまこの写真はいい所を撮ったので、もっと悪い所を撮る方がいいんですね。もっと悪い所を撮るとリアルに

分かるんだけど、この電柱と電柱の間にこういうのをピシッと取り付けた。これはおそらく都内 23 区でも斬新なことだろうと思います。

ちょうど自転車で走って行って最初のが目に入って、見終わったところで次のものが目に入ってくると、という非常にこれ優れものなんですね。ですからそう大きな費用も掛からない。しかも費用対効果という点で考えたならば非常に効果の高い、いわゆる自転車五則がここで全部分かる、理解していただくという事だと、これは今後、どんどんこういう啓発の場所を増やして行っていただきたいなと思います。

(交通安全課長)

ありがとうございます。この自転車安全啓発幕は練馬区が先駆けて取り組んでいる事業です。

委員からのご指摘がありましたように、かなり視覚に訴える効果があることで我々も取り組んでいるところです。区内に住んでいる他の自治体の職員の方からも問合せがありまして、他でも取り組みたいので業者を紹介してもらえないかというような状況です。新宿区、多摩市からも問合せがあり、視覚に訴えるという意味で非常に効果が高いものと考えておりますので、一般的には旗状のものが多いんですけども、風を受けて見えないという状況がありまして、今回区ではこういった取り組みを行ったというものです。

(委員)

あらかじめ送っていただいたこれも含めてお聞きしてよろしいでしょうか。

放置自転車についてですが、放置している人、ターゲットの放置像の事をもっと知りたいと思ったんですね。それで確かにアンケートですとかそういった形の資料は拝見したんですが、午後の時間帯が多くなったということは判ったのですが、どんな人がいつどんなところに停めていて、どれくらいの長さ停めているかという、もっと具体的なターゲットが判れば、もっと放置に対する対策ができるのではないかと思ったんです。

アンケートというのはあくまでその人が自主的に書いたもので、たとえばスーパーの駐輪場を使いましたと書いてありますけど、本当にたとえば買物した時間に対してどれくらいスーパーの駐輪場を使用したのかとか、そういう事は判らないですし、そういう意味でいうと、もっと実地の調査という形の何かがあるのか、アンケートもクロス集計という形ではしていないので、あくまでひとつひとつの事に対してこうでした、例えば女性はどうかであったかとか、年齢に対してどうであったかとかクロス集計がないので、なかなかそういう意味で放置している人の像が、私としてはもう少し知りたいところだと思ったんですね。それで実際の実地の調査ということもこれからもしできれば重要だと思うんですが。

もうひとつ、誘導員の方が配置されているので、誘導員の方というのは現場で歩いて行っているいろいろな状況を見ているので、非常に簡便な調査、ヒアリングという形で実際にどういう時間帯に、たとえばママチャリであるとかいろいろ分かりますのでそういう事を聞

き取るという形、あるいはそういう目で誘導の時に見てある時期にヒアリングをするという形で、放置している人の像を集めるということというのはできないのかどうかというのを、検討していただければと思ったんですが、いかがでしょうか。

（交通安全課長）

自転車利用総合計画を策定する際には、様々な形でのアンケート調査を実施しました。それでこの冊子の中にもお示しをしているところです。

一方で現在のたとえば午後の放置の状況が大きく変化してきているという状況もございしますが、個別具体の動向等を捉えるといった調査の予定はございません。

具体的な内容につきましては担当の係長が今日同席しておりますので、放置対策の担当の係長からご説明をさせていただきます。

（自転車対策係長）

課長が申し上げたとおりまだ調査は行ってはおりません。これまで練馬区におきましては過去3年間、午後の放置対策ということで練馬区環境まちづくり公社に委託をしまして、買物自転車対策を行ってまいりました。その中では商店会等にご協力をいただいて放置をさせない、そのための仕組みを構築するという目的でやってきたところです。来年度26年度から目先を変えまして、実際の午後の放置自転車の状況について調査をしようと、今ちょうど考えているところです。

そこで来年度の委託では、午後の時間帯に1時間刻みで放置自転車の台数をカウントするという、それからなかなか難しいとは思いますが、放置自転車がどのくらいの間停められているのか調査をしようと考えております。これによりまして午後の時間に駅を利用する方、こういう方は長時間の駐車になると思います。それから買物等ご利用の方は、放置をする方は比較的短時間であろうと、30分もしくは1時間ぐらいで移動をするだろうということで、それによって放置自転車対策のターゲットというのは決まっていくのではないかと考えております。

それから誘導員によるアンケートですが、実は放置をする方も色々な方がいらっしゃいますので、全ての方が同じように答えてくれるということはなかなか難しいと思います。実は過去に試したことはあるのですが、そういうことがありますので今現在、誘導員は誘導に徹していただいています。今後有効活用という事ではそういったこともあるかと思えますのでご意見として受け止めたいと思います。

（委員）

先ほど申し上げたのは誘導員の方が放置している人にアンケートを取ってくださいということではなくて、誘導員の方は実態を見ているので、誘導員に対してヒアリングをす

るという形で情報を集めることが出来るのではないかということでした。

(自転車対策係長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

午後の放置自転車というのは朝からの放置自転車とは中身が違うんですね。練馬区の場合は駅周辺における午後の放置自転車はどれくらいの時間停まっているか、そしてその目的は何かということは現在でも大まかに分かっています。

何かというと大泉学園、石神井公園等々の駅周辺に午後停めているのは、西武線を使って池袋に行くので、往復に短い人で5~6時間は放置していると。これが光が丘であれば新宿に行くと。そして中には行ったまま夜まで帰ってこない。こうなるとこの人たちは結構長いんです。

ところが一方で、街中の商店街近辺の場合は全然違う。地元商店でのお買い物という事になると、これはやりすぎると地元商店街の売上大幅減につながってしまうという非常に難しい問題があります。そしてなおかつそういった所に駐輪場ができるだけの空地があるかと、皆無ですよ。わずかに5台とかせいぜい10台止められるような所はありますがそれ以上は無理です。どこの駅でも。

そういうようなことで午後の放置自転車の対策というのは、練馬区広いですから地域によって全部事情が違います。そういうことをきちんと整理整頓してから議論をしないととんでもない方向に走ってしまう。ですから現地現場をよく知るというのがまず第一です。そのうえでそれぞれの地域・地域における放置自転車対策を作っていくないと、逆に費用対効果の面のみならず、周辺に及ぼす影響も大きいということを慎重に考える必要がある。

(会長)

はいありがとうございました。ごもっともなご意見だと思います。じゃあ今の件も踏まえながらまた来年度調査を行う予定になっていますので、区にはぜひ精査していただきたい。

他にはいかがでしょうか。

(委員)

11番の自転車走行環境の整備についてですが、昨年3月に練馬区の方では自転車走行環境整備指針を策定されていて、その中でも幅員の狭い所ではピクトグラムであるとかナビマークであるとか、これをうまく活用していくという話は聞かれていますと思うんですが、その辺の導入の意向というか前回の最後の協議会でも話題になったと思うんですが、練馬区としてナビマーク等の導入についてはどのような方向でお考えでしょうか。

(交通安全課長)

走行環境の整備につきましてはこの後見ていただく走行レーン、いわゆる青色でペイントをして表示をする、これは比較的広幅員の道路に対して行うものです。一方、今ご指摘がありましたように練馬区内の道路は幅員が狭く、一方で自転車の利用が多いということですのでそれに合った形での指針というものをお示ししております。それでナビマーク等の活用をして表示をするという計画にはなっておりますけれども、今の段階ではまだこの整備計画・スケジュールも含めて路線の指定というのはしていないところです。

(会長)

そのあたりの検討を今後、評価をする中でまた議論がふくらんでいけばいいと思います。

(委員)

ナビマークとかいろいろあると思うんですけども、練馬区に住まわれている外国の方に対しての自転車安全教育、ルールなんかはどうなっているのでしょうか。

さっき電信柱に掲げる標語にしても、英語表記か韓国語表記とか外国語の表記があれば、もっと多くの方に注意を促せるのではないかと思います。東京五輪があるので、海外の方も自転車でこちらにいらっしゃることも多いと思うし、思いのほか自転車の行動力は大きくて、たとえば大泉学園、石神井公園がお話に出ましたが、自転車の駐輪場が多いと、和光市とか埼玉県の方から皆さんいらして池袋にまで出ています。

練馬区内だけ、日本だけを考えるのではなくて、いろんな地域の方がいらっしゃるということを少しは考えているのかと思いました。

(交通安全課長)

今ご指摘のありましたように区内には1万人を超える外国の方が居住されておりますので、中国語と英語のねりま区報を各戸に配布をしております。この中で年数回ですが自転車の利用について掲載し、周知を行っております。

また警視庁や東京都でそういった外国語版の案内周知のビラやパンフレットを作成しており、交通安全課の窓口において周知しております。できるだけ、先程の啓発幕もそうですが、多くの方にルール・マナーを守っていただけて利用していただけるように、今後努力してまいりたいと思います。

(委員)

言葉は色々あると思いますけどこのピクトグラムという図柄が非常に重要になってくるんですが、警視庁もまだ検討していただいていると思います。このナビマーク、分かりやすいようで分かりにくかったり、向こうから向かってくるように見えたりね、元々あるマークを転用しているというのがあるのでこういうマークになっていきますが、今後も引き

続き検討はされていって、統一的なマークを東京都内の中でも作っていく方向にいつかはなるでしょう。それには時間が多少かかるでしょうし、区内は狭い道も多い中でレーンという形態できっちりできなくても、一定程度、車道上を自転車が走っている空間になるということを自動車のドライバーにも一定程度認知されていくというのは大変重要になっていきますので、是非その辺検討の中に入れていただければと思います。

(委員)

もうひとつだけ放置の事で、定期利用ですが、夏休みですとかある時期になると、駐輪場によってはガラガラになっているんですね。日曜日とかあるいは長期の休暇にもかかわらず、一回利用の所がいっぱいだったりして使えなかったりすることがあるんです。

先程の話の中に、自転車を駅周辺に放置し、遠方に出てしまうような方もいらっしゃいますし、あと夏休みになると例えば学生が夏の講習に行くために駅前の近くの塾に行って停めてしまう、というような事があるので、夏休みに使わないスペースをもっと有効利用するという事について、何か必要な調査ですとか方針というのを立てていただくことはできないのかと考えています。

それだけ空いているのだから、一回利用でも定期利用の場所をどういう形にするにしても使えれば、ある特定の期間に増える放置自転車問題を解決することができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(交通安全課長)

まさに委員ご指摘のように、たとえば土日の駐輪場の定期利用の枠について一部空きがあり、一回利用の部分が満車ということでご指摘をいただいているところであります。区としても課題として捉えております。

今後どういうことができるのか。また契約自体は3ヶ月とか半年で契約をいただいていますので、契約者が土日とはいえ自転車を利用する状況もございましてどういったことが可能なのか。例えば今、区の方で進めております短時間無料の自転車駐車場というような利用の仕方も最近取り入れているところです。

今回練馬駅の北口に複合ビル「ココネリ」が開設しますが、その地下に3時間無料の自転車駐車場も設置し、広く買い物等に対応することを考えております。

一方でそういった休日の利用者が少ない状況の定期枠をどう活用できるかというものについては、今後課題として捉えて何らかの方策を考えていければと思います。

(会長)

特に定期利用は専用の場所が決まっている訳ではないですよ。

(交通安全課長)

決まっている所と決まっていない所があります。

(会長)

決まっている所もあるんですか。決まっているとなかなかやりにくいのは確かですね、決まっていない場所は少ないですか？

(交通安全課長)

基本的に枠で設定されていますから、そこに一回利用を入れるというのは中々難しいんですね。それが臨機応変にできるような状況があればいいんですけども運営上の課題もあります。

(会長)

多少技術的な問題があるということで理解しましたが、ぜひ前向きに検討いただければと。

(委員)

8番目に自転車駐輪施設の設置について、区の条例で義務づけていると書かれているんですけども、駐車・駐輪違反だとかマナーの悪い人に対する反則金ですね、そういうものを設けている全国の自治体というのはあるのでしょうか。

そういうような本人の責任を追及するようなことを考えている自治体というのはあるかどうかということをお願いしたい。条例でできないんですかね、よく分からないんですけど。

(交通安全課長)

今のご質問は、たとえば一般的に道路での違反行為ということですか、それとも駐輪場での違反行為ということでしょうか。それによって異なります。

(委員)

自転車の放置を何回もやる人に対しては区の条例で撤去と同時に、車の駐車違反と同じように反則金、切符を切るとか、マナーの悪い人、相手を傷つけたというような人に対しては、やはり反則金というような、ある程度踏み込んだ形、自転車を運転する方のマナーを戒める事によって正していこうという考え方。そういう考え方でやっている自治体はあるのでしょうか。

今は非常にモラルやそういう部分で働きかけていますけども、反則金とか義務・本人に対する強制みたいなものですね、反省を促すとか、そういうような意図でやられている自治体があるのか、またそれは区の条例でできないものなのではないでしょうか。

(交通安全課長)

考え方としては二通りあると思います。一点は我々が放置の状況に対応するための法令です。自転車法には放置されている自転車について、撤去ができるという規定がございます。それで撤去した場合には返還の際に返還手数料を納付していただきます。当然撤去するためには人件費も必要ですし、輸送費も必要です。それを集積しておくスペースに対する経費も必要ですから、そういったものについての徴収というのはしていかないといけない。ただしそれは罰金ではありません。

また法令違反についてはいわゆる道交法というものが適用されます。これについてはいわゆる軽車両、車両ですから、一般的に道交法の中で規制がされています。今ご指摘のあった条例で各自治体が罰則をとという話がありますが、なかなか自転車法と道交法の枠の中で運用しておりますので、行政側は罰金を課さないやり方が適切かと思っています。

(委員)

本人のモラルに期待するのが最善だと思うんですけども、やはりそういう痛みを与えないと分からないという部分があります。

(会長)

今は自転車も安いから撤去されても取りに来ないで、次のを買った方が安い。免許が無いから徴収する効率というか費用対効果に見合わない。

(委員)

そうなんですね。どっちにしたって違反になる訳でもない、切符切られるわけでもない。

(会長)

実際に徴収するのはコストがすごく掛かりますよね。

(委員)

それに関連して、今放置自転車の賦課とおっしゃっていましたが払う方にしてみれば罰金と同じですけどね。これは取りに来る人の割合のデータっていうのは、いただいた資料編全部目を通していないんですけど、何%くらいですか。

(交通安全課長)

撤去した自転車は利用者に引き取りをしてもらうことを原則と考えております。練馬区の場合ですと今年が6割弱といった状況です。23区の統計でも返還率の高い自治体で6割強ぐらいです。

(委員)

保管期間は何年、何か月ですか。

(交通安全課長)

練馬区は1か月間保管しています。

(委員)

1か月の間に50%の人が取りに来るんですか。

(交通安全課長)

はい。

(会長)

どうもありがとうございました。時間がそろそろ来ました。

今日は第1回ということで色々ご意見いただきました。ぜひ次回から評価を議論して行きたいと思いますので、また引き続き多方面からの意見をいただいて進めてまいりたいと思います。

それでは9番については車中でご説明いただくということです。議事はそちらにお返ししてよろしいですか。

(交通安全課長)

本日の審議については終了させていただきます。

このあと光が丘の自転車レーンの見学を行います。

午後2時45分閉会